

3 公的年金の適用と保険料

1 公的年金の適用

厚生年金の適用事業所に使用される 70 歳未満の者は厚生年金の被保険者となります。また、国・地方公共団体の公務員や私立学校教職員共済制度の加入者は、共済組合の組合員等となります。これら官民の被用者は、原則として、厚生年金又は共済年金（被用者年金）に加入すると同時に、国民年金の被保険者（**第 2 号被保険者**）となります。

被用者年金加入者の配偶者であって主として被用者年金加入者の収入により生計を維持する人のうち 20 歳以上 60 歳未満のものは、国民年金の被保険者（**第 3 号被保険者**）となります。

これら以外の者、すなわち自営業者、農林漁業者などで 20 歳以上 60 歳未満の人はすべて国民年金の被保険者（**第 1 号被保険者**）となります。

2 公的年金の保険料

国民年金の被保険者（第 1 号被保険者）は、国民年金に毎月一定額（平成 18（2006）年度は 13,860 円）の保険料を納めます。

厚生年金の被保険者は、毎月受け取る給与や賞与に基づいて、定められた保険料率（平成 18 年 9 月～19 年 8 月は 14.642%）を乗じた額を労使で折半負担します。厚生年金の保険料は、事業主が納付義務を負っており、事業主は従業員に支払う給与等から被保険者本人負担分を源泉控除して保険料を納めます。

国民年金の第 3 号被保険者は、自ら保険料を納めません。第 3 号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、配偶者（第 2 号被保険者）が加入する各被用者年金制度からの拠

出金で賄われているためです。

3 将来の保険料水準の固定

以前は、国民年金・厚生年金の保険料（額）の設定について、「段階保険料」という考え方に基づき、少なくとも 5 年に一度行われる財政再計算の際に給付と負担を見直して、財政が均衡するよう将来の保険料引き上げ計画を策定することとなっていました。

しかし、少子高齢化が急速に進む中で、このような方法をとっていった場合、将来の保険料水準が際限なく上昇してしまうのではないかと懸念の声があったことから、平成 16（2004）年の年金制度改正では、将来の上昇を極力抑えながら将来の保険料水準を固定するという、新たな年金財政運営方法がとられました。

(1) 国民年金の保険料

国民年金の保険料は、平成 16（2004）年度 13,300 円から毎年度 280 円（平成 16 年度価格）ずつ引き上げられ、平成 29（2017）年度に 16,900 円（平成 16 年度価格）で上限に達し、それ以後は同額を維持することとされました。

（注）「平成 16 年度価格」とは、平成 16 年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成 16 年度価格の額に、賦課されるまでの賃金上昇率を乗じて定められます。

(2) 厚生年金の保険料率

厚生年金の保険料率は、平成 16 年 13.58% から毎年 0.354% ずつ引き上げられ、平成 29 年に 18.3% で上限に達し、それ以後は同率を維持することとされました。